令和2年度 公文書開示(5月決定分)

			開示(5月决定分)		決況	定区分		(;	根拠規	,定) 条	例7条			
月整理番号	請求年月日	· 決 玩 年月 E	五人音の下右	総枚数	一部開示	有 召 応 答 报 召	存否心答拒否	1 2 号 号	3 4 号	5 6 号	7 8 9 号	非開示理由等	局名	所管局部課等
1	R2. 4. 9	R2. 5. 28	・令和2年4月9日付事務連絡「臨時休業解除後の教育活動の検討に当たって」 ・令和2年2月28日付事務連絡「『臨時休業・春季休業中の過ごし方』の送付について」 ・令和2年3月5日付事務連絡「臨時休業中における生活指導について」 ・令和2年4月3日付事務連絡「『臨時休業中の過ごし方』の送付について」 令和2年4月6日付2教総総第139号「新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」の検	:	1								教育庁	教育庁指導部管理課
2	R2. 4. 9	R2. 5. 26	令和2年4月6日付2教総総第139号「新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」の検 討に伴う都立学校の対応について(通知)」	:	1								教育庁	教育庁総務部総 務課
3	R2. 4. 20	R2. 5. 1	図面及び建具表	3	1								教育庁	都立一橋高等学校
4	R2. 4. 20	R2. 5. 1	図面	4	1								教育庁	都立田無高等学 校
5	R2. 4. 22	R2. 5. 1	・平成26年度公益社団法人東京都教職員互助会三楽病院運営費補助金の支出について ・平成26年度公益社団法人東京都教職員互助会三楽病院運営費補助金の交付決定について ・平成26年度公益社団法人東京都教職員互助会三楽病院運営費補助金の額の確定及び生産に伴う戻入について ・平成27年度公益社団法人東京都教職員互助会三楽病院運営費補助金の額の確定及び生産に伴う戻入につ	76	1								教育庁	福利厚生部福利厚生課
6	R2. 5. 3	R2. 5. 29	現代の世代 月月日 (月) 東京都立次瀬野北海等学校 13-30-15-20 第1回企画開発会議予定20年度 月月日 (月) 東京都立次瀬野北海等学校 13-30-15-20 第四回企画開発会議予定20年度 月月日 (月) 東京都立流瀬野北海等学校 13-30-15-20 第四回企画開発会議予定20年度 月月日 (月) 東京都立流瀬野北海等学校 13-30-15-20 第1回企画開発会議予定20年度 月月日 (月) 東京都立次瀬野北海等学校 13-20-15-10 第1回企画開発会議予定20年度 月月日 (月) 東京都立次瀬野北海等学校 13-20-15-10 第1回企画開発会議予定20年度 月月日 (月) 東京都立次瀬野北海等学校 13-20-15-10 第1回企画開発会議予定20年度 月月日 (月) 東京都立次湖野北海等学校 13-20-15-10 第1回企画開発会議予定20年度 月月日 (月) 東京都立次湖野北海等学校 13-20-15-10 第1回企画開発会議予定20年度 月月日 (月) 東京都立流湖野北海等学校 13-20-15-10 第1回企画開発会議予定20年度 月月日 (月) 東京都立流掘野北海等学校 13-20-15-10 第1回企画開発会議予定20年度 月月日 日		1			1		1 1		【生徒の情報】 特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であり、東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため 【指導方針の検討に関する情報】 内部的な審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、事業の適正な遂行に支管を及ぼすおそれがあり、東京都情報公開条例第7条第5号に該当するため 【学校運営に関する情報】 学校運営について規定した学校内部の基準については、公にすることにより、本校における今後の学校運営等に支障を及ぼすおそれがあり、東京都情報公開条例第7条第6号に該当するため	教育庁	都立武蔵野北高等学校
7	R2. 5. 14	R2. 5. 21	・令和2年3月26日付けの中学校等別評定割合(個票)-都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和元年12月31日現在の評定(調査書記載の評定)状況一調査対象623校(中等教育学校、義務教育学校を含む。)のうち調査対象人員が40人以下の学校を除いた579校・平成31年3月28日付けの中学校等別評定割合(個票)一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年平成30年12月31日現在の評定(調査書記載の評定)状況一調査対象624校(中等教育学校、義務教育学校を含む)のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた574校・兵セい30年3月22日付けの中学校等別評定割合(個票)-都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の平成29年12月31日現在の評定(調査書記載の評定)状況一調査対象625校(中等教育学校、義務教育学校を含む)のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた573校		1								教育庁	教育庁都立学校 教育部高等学校 教育課
8	R2. 5. 14	R2. 5. 25	(1) 5月5日の総合教育会議の次第と配布資料以外の教委職員が見る画面で紙以外のスライド等 (2) いわゆる「9月入学・始業」問題について、小池百合子氏の知事部局等都庁内の組織や文科省等関係機関とやり取りした文書一式及び都教委内(又は都の他局と合同)で検討する会議を設置した(又はこれから設置する)場合、その要綱(要項)、配布資料(会議録、ヒアリング内容、名簿含む)	-		1						当該公文書(1)は、「教委職員が見る画面で紙以外のスライド等」は次第と紙での配布資料と重複しており、総合教育会議の次第と配布資料以外の文書は、作成及び取得していないため 当該公文書(2)のうち、「「9月入学・始業」問題について、小池百合子氏の知事部局等都庁内の組織や文科省等関係機関とやり取りした文書一式」は、作成及び取得していないため 当該公文書(2)のうち、「都教委内(又は都の他局と合同)で検討する会議を設置した(又はこれから設置する)場合、その要綱(要項)、配布資料(会議録、ヒアリング内容、名簿含む)一式」について、実施機関内で当該会議を設置した事実はなく、今後の設置も未定のため、作成及び取得していないため	教育庁	教育庁総務部教育政策課

				ž	決定区	分	(根	拠規定	E)条	例7条			
月 整 理 番 番	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	一部 開示	非不開存在	存否応答拒否	1 2 号 등	3 4 号	5 6 号 号	7 号 号	9 非開示理由等	局 名	所管局部課等
9 R2. 5. 14	R2. 5. 25	(1) 令和2年5月5日教育委員会臨時会次第 (2) 第40号議案関係資料	6	1								教育庁	教育庁総務部教 育政策課
10 R2. 5. 20	R2. 5. 27	「平成26年度東京都立高等学校入学者選抜学力検査結果に関する調査報告書」の決定・公表及び配布について	30	1								教育庁	教育庁都立学校 教育部高等学校 教育課
11 R2. 2. 18	R2. 5. 15	・都立深沢高等学校和太鼓部部則 ・東京都教育例規集記載「体罰の禁止並びに暴力の否定について」 ・東京都立深沢高等学校プール管理マニュアル ・プール日誌	13	1								教育庁	都立深沢高等学校
12 R2. 2. 18	R2. 5. 15	・平成29年12月25日 深沢高校にて、生徒が記載するクラス日誌 ・深沢高校の生徒指導提要(平成28年~31年を含む) ・深沢高校で特別指導がおわり、クラスへ復帰するまでの手順書またその要領などを示す文書(親を呼び出して等) ・深沢高校で特別指導期間中に携帯電話(スマートフォン等)を封筒に入れて通常の使用を制限する事の 根拠と正当性 ・特別指導期間中に実施した指導内容の記録の書き方と記録に残す項目が記されている文書(深沢高校のもの)			1						作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁	都立深沢高等学校
13 R2. 2. 21	R2. 5. 21	英語「話すこと」の評価に関するフィージビリティ調査の受験者のアンケート結果 平成25年度第1回東京都英語教育戦略会議 平成25年度第2回東京都英語教育戦略会議 平成25年度第3回東京都英語教育戦略会議 平成26年度第1回東京都英語教育戦略会議 平成26年度第3回東京都英語教育戦略会議 平成26年度第4回東京都英語教育戦略会議 平成26年度第4回東京都英語教育戦略会議 平成26年度第4回東京都英語教育戦略会議 平成26年度第5回東京都英語教育戦略会議 平成26年度第6回東京都英語教育戦略会議 平成26年度第6回東京都英語教育戦略会議 平成28年度第1回東京都英語教育戦略会議 平成28年度第1回東京都英語教育戦略会議 平成28年度第2回東京都英語教育戦略会議 事録 平成28年度第2回東京都英語教育戦略会議 議事録		1								教育庁	教育庁指導部管理課
14 R2. 2. 21	R2. 5. 21	英語「話すこと」の評価に関する検討委員会作業部会(第1回)発言要旨 英語「話すこと」の評価に関する検討委員会作業部会(第2回)発言要旨 英語「話すこと」の評価に関する検討委員会作業部会(第3回)発言要旨 英語「話すこと」の評価に関する検討委員会作業部会(第4回)発言要旨 平成25年度第5回東京都英語教育戦略会議の議事録			1 1				1		・当該資料は、問題の作成過程及び試験の制度設計に関する情報であって、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)・本作業部会は、非公開であることを前提に忌憚のない発言や議論が行われているものであり、委員の発言内容について公にすることが前提となると、当たり障りのない発言や議論となり、自由かつ率直な意見交換により本質的な検討を行う本委員会の設置目的が果たせず、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)・現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	教育庁指導部管理課
15 R2. 2. 21	R2. 5. 21	英語「話すこと」の評価に関する検討委員会(第1回) 英語「話すこと」の評価に関する検討委員会(第2回) 英語「話すこと」の評価に関する検討委員会(第3回) 東京都立高等学校入学者選抜英語検査改善検討委員会(第1回) 東京都立高等学校入学者選抜英語検査改善検討委員会(第2回) 東京都立高等学校入学者選抜英語検査改善検討委員会(第3回) 東京都立高等学校入学者選抜英語検査改善検討委員会(第4回)		1				1	1		【報道機関名】 ・当該情報を公にすることにより、取材を行った報道機関が特定され、当該報道機関がどのような取材を行っているかが明らかとなってしまい、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため(東京都情報公開条例第7条第3号) 【委員の発言内容】 ・本委員会は、非公開であることを前提に忌憚のない発言や議論が行われているものであり、委員の発言内容について公にすることが前提となると、当たり障りのない発言や議論となり、自由かつ率直な意見交換により本質的な検討を行う本委員会の設置目的が果たせず、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号) 【事務局職員の発言内容の一部】 ・当該情報は、内部的な審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号) ・当該情報は、試験に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあり、公正・公平な試験を実施するに当たり事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)		教育庁指導部管理課

					決定区	分		(根拠	<u></u> 規定)	条件	列7条		
月 整 環 年月日 号	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	一部 開示	非有	存否応答拒否] 1	2 号 号	4 5 号 号	6 号	7 8 号 号	9 非開示理由等 局名	所管局部課等
16 R2. 3. 4	R2. 5. 29	 ・研修会「弁護士による講演会」実施要項 ・問題行動発生時の対応マニュアル ・体育科確認事項 ・平成31年度生徒指導部規定 ・ I. 指導の加算方法 ・問題行動の類別と指導基準 	20	1				1		1		個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するお それがあるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 生徒指導について規定した学校内部の基準については、公にすることにより、 本校における今後の生徒指導等に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報 公開条例第7条第6号)	都立深沢高等学校
17 R2. 3. 4	R2. 5. 29	・生徒から事情聴取した記録の保存期間を定めた(記した)資料・深沢高校の特別指導を行う上で、「規範意識の向上に向けてという冊子」			1	L						・生徒から事情聴取した記録は教員が作成したメモであり、当該メモは組織共 有文書ではないことから、請求に係る公文書は存在しないため ・作成及び取得しておらず、存在しないため	都立深沢高等学校
18 R2. 3. 4	R2. 5. 29	・教員が生徒から事情聴取する際の留意事項や配慮することについて定めているもの及び記載されている もの(東京都)	51	1								教育庁	指導部管理課
19 R2. 3. 9	R2. 5. 28	平成31年度文化プログラム・学校連携事業実施報告書		1				1				個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、な数育庁お個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号)	教育庁指導部管理課
20 R2. 3. 31	R2. 5. 26	・平成29年度都立高等学校図書館管理業務委託における契約方法の変更について・平成27年度文書管理基準表	-	1								教育庁	教育庁都立学校 教育部高等学校 教育課
21 R2. 3. 31	R2. 5. 29	東京都教育委員会(都立学校)共通事案に係る文書保存期間表(平成27年4月1日施行)		1								教育庁	教育庁総務部総 務課
22 R2. 3. 31	R2. 5. 29	文書管理基準表(H27)	1	1								教育庁	東京都立荻窪高 等学校
23 R2. 3. 31	R2. 5. 29	文書管理基準表 (H27)]	1								教育庁	教育庁中部学校 経営支援セン ター管理課
24 R2. 2. 14	R2. 5. 29	東京都教育庁において、行政不服審査法における審査請求における「理由説明書」について次の事項について開示請求致します。 1 審査請求を収受後、情報公開審査会へ諮問してから、教育庁に「理由説明書」の作成依頼がなされてから審査委員会へ「理由説明書」提出されるまで平成元年度より現在まで (1) 3ヵ月以内 (2) 3ヶ月以上6ヶ月以内 (3) 6ヶ月以上~ 以上の全ての"事実"が証明できる"証拠"を開示下さい。以上	-			1						開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。	教育庁総務部総務課
25 R2. 3. 2	R2. 5. 1	1 東京都教育委員会において、東京都情報公開制度における情報公開請求で「特例延長」を行った平成27年以降〜現在までのもの全て。延長期間が(1)3ヶ月未満のもの(2)3ヶ月以上6ヶ月未満のもの(3)6ヶ月を超過するもの 以上、全ての"証拠"資料等2 東京都教育委員会において、東京都情報公開制度における情報公開請求で「特例延長」を行った平成27年以降〜現在までのもの全てで(1)「相当の部分につき、当該期間内に開示決定等をしたもの」(2)「相当の部分につき、当該期間内に開示決定等をしなかったもの」(2)「相当の部分でつき、当該期間内に開示決定等をしなかったもの」(3)2〜(2)で「相当の部分つき当該期間内に開示決定等をしなかった」全ての事案につき正当な理由・根拠となる法令・条例等の"証拠"。以上、全ての"事実"を証明する"証拠"となる組織共用文書を開示下さい。以上※本件開示請求3については、各主務課で開示等決定を行う。	_			1						本件開示請求内容1、2(2)及び2(3)については、実施機関において過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求書の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。開示請求内容2(1)については、過去に文書不存在による非開示決定を行った内容について再度請求するものであり、対象となる公文書が現に存在しないことを承知の上で行われていることは明らかである。開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。また、本請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが、請求内容から認められる。こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務が中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。	教育庁総務部総務課

						決定	区分		(根拠	規定)	条例:	7条		
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	存否応答拒否	即 1 2 下 号 号	3号:	4 5 号 号	6 号 号	8 9 号 号 非開示理由等 局	名	所管局部課等
26	R2. 3. 11	R2. 5. 8	東京都情報公開条例による行政不服審査法による審査請求について、別紙「理由説明書」第●号平成●年●月●日では(1)「弁明書」(2)「諮問」が審査請求人に交付された"事実"がありません。 5 平成20年以降当該事案と同様に教育委員会で、一度提出された「理由説明書」が内容等の不備の為等で実施部局に再度の提出を依頼してから6ヶ月以上経過して再提出・収受した事案の全て。 以上1~6全ての"事実"を証明する"証拠"資料等の組織共用文書を開示下さい。以上	-				1				開示請求者は、本件開示請求当日を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。	·广	教育庁総務部総 務課
27	R2. 3. 11	R2. 5. 8	東京都情報公開条例による行政不服審査法による審査請求について、別紙「理由説明書」第●号平成●年●月●日では(1)「弁明書」(2)「諮問」が審査請求人に交付された"事実"がありません。 5 平成20年以降当該事案と同様に教育委員会で、一度提出された「理由説明書」が内容等の不備の為等で実施部局に再度の提出を依頼してから6ヶ月以上経過して再提出・収受した事案の全て。 以上1~6全ての"事実"を証明する"証拠"資料等の組織共用文書を開示下さい。以上	-				1				開示請求者は、本件開示請求当日を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。	·庁 科	教育庁総務部総 務課
28	R2. 3. 11	R2. 5. 8	東京都情報公開条例による行政不服審査法による審査請求について、別紙「理由説明書」第●号平成●年●月●日では(1)「弁明書」(2)「諮問」が審査請求人に交付された"事実"がありません。 5 平成20年以降当該事案と同様に教育委員会で、一度提出された「理由説明書」が内容等の不備の為等で実施部局に再度の提出を依頼してから6ヶ月以上経過して再提出・収受した事案の全て。 以上1~6全ての"事実"を証明する"証拠"資料等の組織共用文書を開示下さい。以上	-				1				開示請求者は、本件開示請求当日を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示 請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた 利用形態となっている。 また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、 実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から 認められる。 こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸 脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべ き業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停 滞が生じている。 以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制 度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に 対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。	:庁 潺	教育庁総務部総 務課
29	R2. 3. 11	R2. 5. 8	東京都情報公開条例による行政不服審査法による審査請求について、別紙「理由説明書」第●号平成●年 ●月●日では(1)「弁明書」(2)「諮問」が審査請求人に交付された"事実"がありません。 5 平成20年以降当該事案と同様に教育委員会で、一度提出された「理由説明書」が内容等の不備の為等で実施部局に再度の提出を依頼してから6ヶ月以上経過して再提出・収受した事案の全て。 以上1~6全ての"事実"を証明する"証拠"資料等の組織共用文書を開示下さい。以上	-				1				開示請求者は、本件開示請求当日を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。	·广	教育庁総務部総 務課
30	R2. 3. 11	R2. 5. 8	東京都情報公開条例による行政不服審査法による審査請求について、別紙「理由説明書」第●号平成●年 ●月●日では(1) 「弁明書」(2) 「諮問」が審査請求人に交付された"事実"がありません。 5 平成20年以降当該事案と同様に教育委員会で、一度提出された「理由説明書」が内容等の不備の為等で実施部局に再度の提出を依頼してから6ヶ月以上経過して再提出・収受した事案の全て。 以上1~6全ての"事実"を証明する"証拠"資料等の組織共用文書を開示下さい。以上	-				1				開示請求者は、本件開示請求当日を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。	沪	教育庁総務部総 務課

				決	定区	分	(根	拠規定	2) 条(例フタ	条	
月整請求理 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	一部開示	非 不 存 在	存否応答拒否	1 2 3 号号号	3 4 号 号	5 6 号	7 8 号	8 9	所管局部課等
31 R2. 3. 11	R2. 5. 8	東京都情報公開条例による行政不服審査法による審査請求について、別紙「理由説明書」第●号平成●年 ●月●日では(1)「弁明書」(2)「諮問」が審査請求人に交付された"事実"がありません。 5 平成20年以降当該事案と同様に教育委員会で、一度提出された「理由説明書」が内容等の不備の為等で実施部局に再度の提出を依頼してから6ヶ月以上経過して再提出・収受した事案の全て。 以上1~6全ての"事実"を証明する"証拠"資料等の組織共用文書を開示下さい。以上	-			1					開示請求者は、本件開示請求当日を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸 教育庁脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。	教育庁総務部総務課
32 R2. 3. 11	R2. 5. 8	東京都情報公開条例による行政不服審査法による審査請求について、別紙「理由説明書」第●号平成●年●月●日では(1)「弁明書」(2)「諮問」が審査請求人に交付された"事実"がありません。5 平成20年以降当該事案と同様に教育委員会で、一度提出された「理由説明書」が内容等の不備の為等で実施部局に再度の提出を依頼してから6ヶ月以上経過して再提出・収受した事案の全て。以上1~6全ての"事実"を証明する"証拠"資料等の組織共用文書を開示下さい。以上	_			1					開示請求者は、本件開示請求当日を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸 教育庁脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。	教育庁総務部総務課

						決定区	⊠分		(1	根拠	現定)	条例	7条			
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開新別	- 非開 7	存否応答拒否 不存在	却 1下 元	号号号	3号	4 5 号 号	6 7 号 号	8 9 号	非開示理由等	局名	所管局部課等
33	R2. 3. 11	R2. 5. 8	1 東京都教育庁における平成27年7月以降「情報公開について、その全てにおいて 1 「非開示決定理由」 2 「特例延長」について ① 「期間延長」 ② やむを得ない場合のみに認められた「相当の部分」 について、その行政運営が不正に実施されている"事実"を正当化する理由・根拠等を法令・条例等の "証拠"により説明下さい。以上 1 東京都教育委員会において、東京都情報公開制度における情報公開請求で「特例延長」を行った平成 2 7年以降〜現在までのもの全て。延長期間が (1) 3ヶ月未満のもの (2) 3ヶ月以上6ヶ月未満のもの (3) 6ヶ月を超過するもの 以上、全ての"証拠"資料等 2 東京都教育委員会において、東京都情報公開制度における情報公開請求で「特例延長」を行った平成 2 7年以降〜現在までのもの全てで (1) 「相当の部分につき、当該期間内に開示決定等をしたもの」 (2) 「相当の部分につき、当該期間内に開示決定等をしなかったもの」 (3) 2〜(2) で「相当の部分でつき当該期間内に開示決定等をしなかった」全ての事案につき正当な理由・根拠となる法令・条例等の"証拠"。 以上、全ての"事実"を証明する"証拠"となる組織共用文書を開示下さい。以上					1						本件開示請求内容1、1 (1)、(2)、(3)及び2 (2)については、実施機関において過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求書の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。開示請求内容2 (1)及び(3)については、過去に文書不存在による非開示決定を行った内容について再度請求するものであり、対象となる公文書が現に存在しないことを承知の上で行われていることは明らかである。開示請求者は、本件開示請求当日を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。また、本請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが、請求内容から認められる。こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務が中断し、本来行うでき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。	教育庁	教育庁総務部総務課
34	R2. 3. 16	R2. 5. 15	東京都は、都立日野台高校の校舎改修工事途中に発見された、原因が今なお不特定の中で、補強工事を実施してしまい、校舎を完成させてしまいました。生徒・保護者は、東京都に対し、約1年完成が遅延した為に当初説明された、校舎使用の機会利益の損失を受けた"事実"について"真実"の説明を要求し続けています。又、当初予定していた工事金額から約1億7千万円もの工事金額の増額により、都民に"財政的負担"を強いた"事実"に基づき「東京都コンプライアンス基本方針」に基づいた「都民・生徒・保護者の知る権利」による、東京都の「行政の説明責任・義務」を"証拠"をもって説明して下さい。都立日野台高校特別教室棟の現在の校舎が、現時点の耐震性能上の安全性を確保している証明となる"証拠"資料等(IS値・DS値等)の数値・データで東京都が保有する全てのもの)の公文書は何か?各「理由説明書」の波線部について回答の上、開示下さい。以上					1						本件開示請求の内容は、実施機関の職員への問い合わせ等により既に回答している内容である。開示請求者は、これまでも本件改修工事に関する計画及びこれに関する構造計算書等について、複数回にわたり反復して開示請求を行っているが、開示請求内容は、実施機関において過去に一部開示決定を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求書の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。開示請求者は、本件開示請求当日を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。		教育庁総務部総務課
35	R2. 3. 16	R2. 5. 15	東京都は、都立日野台高校の校舎改修工事途中に発見された、原因が今なお不特定の中で、補強工事を実施してしまい、校舎を完成させてしまいました。生徒・保護者は、東京都に対し、約1年完成が遅延した為に当初説明された、校舎使用の機会利益の損失を受けた"事実"について"真実"の説明を要求し続けています。又、当初予定していた工事金額から約1億7千万円もの工事金額の増額により、都民に"財政的負担"を強いた"事実"に基づき「東京都コンプライアンス基本方針」に基づいた「都民・生徒・保護者の知る権利」による、東京都の「行政の説明責任・義務」を"証拠"をもって説明して下さい。都立日野台高校特別教室棟の現在の校舎が、現時点の耐震性能上の安全性を確保している証明となる"証拠"資料等(IS値・DS値等)の数値・データで東京都が保有する全てのもの)の公文書は何か?各「理由説明書」の波線部について回答の上、開示下さい。以上					1						本件開示請求の内容は、実施機関の職員への問い合わせ等により既に回答している内容である。開示請求者は、これまでも本件改修工事に関する計画及びこれに関する構造計算書等について、複数回にわたり反復して開示請求を行っているが、開示請求内容は、過去に文書不存在による非開示決定を行った内容について再度請求するものであり、対象となる公文書が現に存在しないことを承知のうえで行われていることは明らかである。開示請求者は、本件開示請求当日を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。	教育厅	教育庁総務部総 務課

					;	決定区	分	((根拠	規定)	条例	刊7条	条	
	求月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	一 開 部 示 示	非不開存	存否応答拒否	1 2 号 号	3号	4 5 号 号	6号-	7 8 号 号	8 9	所管局部課等
36 R2. 3.	16	R2. 5. 15	東京都教育庁では、都政の「一丁目一番地」と標榜される「情報公開」が不適切に実施され、住民自治の観点から"都民・住民の知る権利"は "行政の説明責任・義務"の不作為により空絵事と成り果てています。どうか都民として、各々住まう市区町村の住民として、単なるお題目で ある「東京都の育字接寄部法務担当●●●● は、別紙1、優 教裳法策●号令和●車●月●日弁明書(公文書) 開示請求者が、昨年●月以来、審査請求を五十数件申請しているところ、現在まで1本も各申が成されていないが、このようなからながら、今後の情報公開新求では、別紙2 (●数総法第●号令和●車●月●日非開示決定通知書)では、当該事業についてものです。しながら、今後の情報公開新求では、別紙2 (●数総法第●号令和●車●月●日非開示決定通知書)では、当該事業について「請求に係る公文書は作成しておらず、存在しないため」との理由を申し述べています。 東京都教育庁では、日野台高校校舎改修工事建延(約1年)事故について (1)特別数室棟校舎改修遅延(約1年)原因について被害者である(ブレハブによる学校生活を当初説明より約1年延長させられたことによる機会利益の損失)。 (2)完成した特別教室棟校舎改修遅延(約1年)原因について被害者である(ブレハブによる学校生活を当初説明より約1年延長させられたことによる機会利益の損失)。 (2)完成した特別教室棟の前機偽装疑感。 (3)グランド改良工事が"土壌汚染(「つっ素・鉛)"で"事実"を秘匿して虚偽説明を行った。 (4)当々事業における「情報公開」の妨害。 (5)これら1・2・3ほより、当ちの社会也修工事予算から工事増額による都政の財務会計上に約1、7億円の財政負担(税収等に対して負荷をかけた)を強いた具体的かつ名割的"事実"があります。 1 別紙1の公文書が虚偽の公文書である理由・提拠の"証拠"文書等は何なのか?(決裁文書を含む。) (2)別紙2の公文書が虚偽の公文書である理由・提拠の"証拠"文書等は何なのか?(決裁文書を含む。) (2)別紙2の公文書が虚偽の公文書である理は、提拠の"証拠"文書等は何なのか?(決裁文書を含む。) (3)別紙2が「非開示決定通知」となった「非開示決定事由」の具体的かつ客観的な理由・根拠を証明する"証拠"となる法令・条例上の"証拠"の全で、4 当該事故事業において、東京都教育庁の下適切開示期間)②例外的な「特例延長」において「相当と部分」の未決定による妨害行為。東京都によいお「特例延長」の「記して、東京都の作の、事実"を同様保護者診明会「年成28年11月17日、同年1月27日及び平成30年7月30日に実施)の優集の作成、「特例延長」において、東京都を持ついて護院でいいて土壌汚染。です。を超し、虚偽の説明を行かました。ス、こし土境汚染(「フッ素・鉛)の存在の"事実"と同様保護者が明ら意味について土壌所発の。 "事実"を超極によいました。ス、こし土境汚染(「フッ素・鉛)の存在の"事実"といいて、同校保護者が明まがによいて、同様保護者が明まがによいて、「対しの存むの、事業」を経過によいでは、「対しの原とによいでは、「対しいの原とによいでは、「対しの原とによいでは、「対しの原とによいでは、「対しの原とによいでは、「対しの原とによいでは、「対しの原とによいでは、「対しの原とによいでは、「対しの原とによいでは、「対しの原とによいでは、「は、「は、「は、「は、「は、「は、は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、				1						本件開示請求の内容は、実施機関の職員への問い合わせ等により既に回答している内容である。開示請求者は、これまでも本件改修工事に関する計画及びこれに関する構造計算書等について、複数回にわたり反復して開示請求を行っている。開示請求者は、本件開示請求当日を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本字符合べき業務が滞るなど、実施機関におけるの他の業務を中断し、本字障や停滞が生じている。以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。	育庁総務部総 課
37 R2. 3.	16	R2. 5. 15	1 貴部局において、公文書を第三者に誤送する事故が発生した場合、その"事実"を証明する"証拠"文書等の公文書とは何ですか? 2 1の場合、漏洩事故の被害者である請求者にその"事実"を報告した証明となる"証拠"文書等の公文書は何ですか? 3 1・2の公文書が無い場合「東京都コンプライアンス基本方針」地方公務員法等の法令・各種条例等の規定等から、公文書の不作為行為が正当化される理由・根拠を証明する"証拠"は何ですか? 以上の"事実を証明する"証拠を開示下さい。参照 別紙1・2・3・4・5 別添音声記録●●年●月●日生活文化局 ●●●● 追加 貴部局で個人情報の漏洩事故が発生した場合、都庁内部局の何処に事故報告を行うのか? 以上、全ての"事実"を証明する"証拠"資料等の組織共用文書を開示下さい。以上	-			1						開示請求者は、本件開示請求当日を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。開示請求者は、本件開示請求当日を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。	育庁総務部総課
38 R2. 3.	17	R2. 5. 15	教育庁においては、過去の情報公開請求において、「特例延長」を決定通知しました。しかしながら、この「特例延長は」期限が最長1年にまで及んだり「特例延長」の理由として「相当な部分」を全く表示しないものなど、不当なもので、更に、何度も「非開示決定しながら、同一のものが突然説明なく「開示決定」になるなど教育庁の「情報公開制度」は適正な行政運営が行われているとは言い難く「東京都コンプライアンス基本方針」を実施しているのか"証拠"を開示下さい。以上	-			1						また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、 実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から	育庁総務部総 課

					ž	决定区分	-	(根	拠規定	E) 条	₹例 7	条	
月整理番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	用部 開示	非不開存在	存否応答拒否	1 2 号号	3 4 号 号 +	5 6 号 号	7号	8 9 非開示理由等 局名	所管局部課等
39 R:	2. 3. 18	R2. 5. 15	平成●年●月●日付東京都教育庁総務部総務課「開示請求書の補正について」平成●年●月●日付け開示請求書について、通常開示期間14日間、延長開示期間60日間を超過して「開示請求書の補正」が依頼されました。何故この期間をもって依頼されたのか、その正当なる理由・根拠となる条文、条例を具体的に提示することを請求します。以上	_			1						教育庁総務部総 務課
40 R:	2. 3. 23	R2. 5. 22	貴部局において、公文書を第三者に誤送する事故が発生した場合。 1. 生活文化局に、個人情報の漏洩事故の報告書等公文書を作成・交付するのか? (2) 右 "事実"がある場合、過去10ヶ年の当該文書を作成した証明となるすべての証拠 "とは? (3) 個人情報の漏洩 "事故"を規定する公文書とは? 2. 生活文化局●●●は、被害者の個人情報の漏洩についてマスコミに出す意味を問うた際「東京都の事務手続において、不正な事故が発生しました、と言うことを「世間に公表することによって、自らを罪する。」と言う意味あいもございますしこれからの「再発防止」と言う意味を含めて、こういった "事実"が起ったと言うことを広く知らせる。」旨、述べています。(●年●月●日生活文化局 ●●音声記録)以上、1・2の"事実"を証明する組織共用文書(公文書)において (1) 貴部局において、個人情報の漏洩事故によって (イ) 世間に公表することによって、自らを罪する」"事実"が発生して、これを証明する"証拠"文書等 (ロ) 同「再発防止」と言う観点から、その対策として職員に作成・交付した注意書当(具体的実行策等) 以上、1・2の"事実"を証明する組織共用文書(公文書)を開示下さい。以上	-			1						教育庁総務部総 務課
41 R:	2. 3. 23	R2. 5. 22	貴部局において、公文書を第三者に誤送する事故が発生した場合。 1. 生活文化局に、個人情報の漏洩事故の報告書等公文書を作成・交付するのか? (2) 右 "事実"がある場合、過去10ヶ年の当該文書を作成した証明となるすべての証拠 "とは? (3) 個人情報の漏洩 "事故"を規定する公文書とは? 2. 生活文化局●●●は、被害者の個人情報の漏洩についてマスコミに出す意味を問うた際「東京都の事務手続において、不正な事故が発生しました、と言うことを「世間に公表することによって、自らを罪する。」と言う意味あいもございますしこれからの「再発防止」と言う意味を含めて、こういった"事実"が起ったと言うことを広く知らせる。」旨、述べています。(●年●月●日生活文化局 ●●音声記録)以上、1・2の"事実"を証明する組織共用文書(公文書)において (1) 貴部局において、個人情報の漏洩事故によって (1) 世間に公表することによって、自らを罪する」"事実"が発生して、これを証明する"証拠"文書等 (ロ) 同「再発防止」と言う観点から、その対策として職員に作成・交付した注意書当(具体的実行策等)以上、1・2の"事実"を証明する組織共用文書(公文書)を開示下さい。以上	-			1					開示請求者は、本件開示請求当日を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。	教育庁総務部総 務課

					ž	決定区	分		(根扱	』規定	() 条	例7条	Ř	
月 整理番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	一部開示	非有	存否応答拒否	卯 1 下 号	2 号 号	4号	5 号 号	7 8 号 号	3 9 号 号 非開示理由等 局名	所管局部課等
42 F	R2. 3. 23	R2. 5. 22	貴部局において、公文書を第三者に誤送する事故が発生した場合。 1. 生活文化局に、個人情報の漏洩事故の報告書等公文書を作成・交付するのか? (2) 右 "事実"がある場合、過去10ヶ年の当該文書を作成した証明となるすべての証拠 "とは? (3) 個人情報の漏洩 "事故"を規定する公文書とは? 2. 生活文化局●●●は、被害者の個人情報の漏洩についてマスコミに出す意味を問うた際「東京都の事務手続において、不正な事故が発生しました、と言うことを「世間に公表することによって、自らを罪する」と言う意味あいもございますしこれからの「再発防止」と言う意味を含めて、こういった "事実"が起ったと言うことを広く知らせる。」旨、述べています。(●年●月●日生活文化局 ●●音声記録)以上、1・2の"事実"を証明する組織共用文書(公文書)において (1) 貴部局において、個人情報の漏洩事故によって (イ) 世間に公表することによって、自らを罪する」 "事実"が発生して、これを証明する "証拠"文書等 (ロ) 同「再発防止」と言う観点から、その対策として職員に作成・交付した注意書当(具体的実行策等)以上、1・2の"事実"を証明する組織共用文書(公文書)を開示下さい。以上	-				1					開示請求者は、本件開示請求当日を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。 また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。 こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。 以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。	教育庁総務部総務課
43 F	R2. 3. 23	R2. 5. 22	貴部局において、公文書を第三者に誤送する事故が発生した場合。 1. 生活文化局に、個人情報の漏洩事故の報告書等公文書を作成・交付するのか? (2) 右 "事実"がある場合、過去10ヶ年の当該文書を作成した証明となるすべての証拠 "とは? (3) 個人情報の漏洩 "事故"を規定する公文書とは? 2. 生活文化局●●●は、被害者の個人情報の漏洩についてマスコミに出す意味を問うた際「東京都の事務手続において、不正な事故が発生しました、と言うことを「世間に公表することによって、自らを罪する。」と言う意味あいもございますしこれからの「再発防止」と言う意味を含めて、こういった"事実"が起ったと言うことを広く知らせる。」旨、述べています。(●年●月●日生活文化局 ●●音声記録)以上、1・2の"事実"を証明する組織共用文書(公文書)において (1) 貴部局において、個人情報の漏洩事故によって (イ) 世間に公表することによって、自らを罪する」"事実"が発生して、これを証明する"証拠"文書等 (ロ) 同「再発防止」と言う観点から、その対策として職員に作成・交付した注意書当(具体的実行策等)以上、1・2の"事実"を証明する組織共用文書(公文書)を開示下さい。以上	_				1					開示請求者は、本件開示請求当日を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。 また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。 こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。 以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。	教育庁総務部総務課
44 F	R2. 3. 23	R2. 5. 22	貴部局において、公文書を第三者に誤送する事故が発生した場合。 1. 生活文化局に、個人情報の漏洩事故の報告書等公文書を作成・交付するのか? (2) 右 "事実"がある場合、過去10ヶ年の当該文書を作成した証明となるすべての証拠 "とは? (3) 個人情報の漏洩 "事故"を規定する公文書とは? 2. 生活文化局●●●は、被害者の個人情報の漏洩についてマスコミに出す意味を問うた際「東京都の事務手続において、不正な事故が発生しました、と言うことを「世間に公表することによって、自らを罪する。」と言う意味あいもございますしこれからの「再発防止」と言う意味を含めて、こういった "事実"が起ったと言うことを広く知らせる。」旨、述べています。 (●年●月●日生活文化局 ●●音声記録)以上、1・2の"事実"を証明する組織共用文書(公文書)において (1) 貴部局において、個人情報の漏洩事故によって (イ) 世間に公表することによって、自らを罪する」 "事実"が発生して、これを証明する"証拠"文書等 (ロ) 同「再発防止」と言う観点から、その対策として職員に作成・交付した注意書当(具体的実行策等)以上、1・2の"事実"を証明する組織共用文書(公文書)を開示下さい。以上	-				1					開示請求者は、本件開示請求当日を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸散しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。	教育庁総務部総務課

				決	定区分	ने न	(根:	拠規定) 条(例フタ	条	
月 整理請求 年月日		公文書の件名	総枚数	一部開	非不存在	存否応答拒否	1 2 3 号 号	3 4 5 号 号	5 号 号	7 8 号	8 9	所管局部課等
45 R2. 3. 23	R2. 5. 22	貴部局において、公文書を第三者に誤送する事故が発生した場合。 1. 生活文化局に、個人情報の漏洩事故の報告書等公文書を作成・交付するのか? (2) 右 "事実"がある場合、過去10ヶ年の当該文書を作成した証明となるすべての証拠 "とは? (3) 個人情報の漏洩 "事故"を規定する公文書とは? 2. 生活文化局●●●●は、被害者の個人情報の漏洩についてマスコミに出す意味を問うた際「東京都の事務手続において、不正な事故が発生しました、と言うことを「世間に公表することによって、自らを罪する。」と言う意味あいもございますしこれからの「再発防止」と言う意味を含めて、こういった"事実"が起ったと言うことを広く知らせる。」旨、述べています。(●年●月●日生活文化局 ●●音声記録)以上、1・2の"事実"を証明する組織共用文書(公文書)において (1) 貴部局において、個人情報の漏洩事故によって (イ) 世間に公表することによって、自らを罪する」"事実"が発生して、これを証明する"証拠"文書等 (ロ) 同「再発防止」と言う観点から、その対策として職員に作成・交付した注意書当(具体的実行策等)以上、1・2の"事実"を証明する組織共用文書(公文書)を開示下さい。以上	_			1					開示請求者は、本件開示請求当日を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。	教育庁総務部総務課
46 R2. 3. 23	R2. 5. 22	貴部局において、公文書を第三者に誤送する事故が発生した場合。 1. 生活文化局に、個人情報の漏洩事故の報告書等公文書を作成・交付するのか? (2) 右 "事実"がある場合、過去10ヶ年の当該文書を作成した証明となるすべての証拠 "とは? (3) 個人情報の漏洩 "事故"を規定する公文書とは? 2. 生活文化局●●●は、被害者の個人情報の漏洩についてマスコミに出す意味を問うた際「東京都の事務手続において、不正な事故が発生しました、と言うことを「世間に公表することによって、自らを罪する。」と言う意味あいもございますしこれからの「再発防止」と言う意味を含めて、こういった "事実"が起ったと言うことを広く知らせる。」旨、述べています。(●年●月●日生活文化局 ●●音声記録)以上、1・2の "事実"を証明する組織共用文書(公文書)において、(1) 貴部局において、個人情報の漏洩事故によって (イ) 世間に公表することによって、自らを罪する」 "事実"が発生して、これを証明する "証拠"文書等 (ロ) 同「再発防止」と言う観点から、その対策として職員に作成・交付した注意書当(具体的実行策等)以上、1・2の "事実"を証明する組織共用文書(公文書)を開示下さい。以上	_			1					開示請求者は、本件開示請求当日を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。	教育庁総務部総務課
47 R2. 3. 23	R2. 5. 22	貴部局において、公文書を第三者に誤送する事故が発生した場合。 1. 生活文化局に、個人情報の漏洩事故の報告書等公文書を作成・交付するのか? (2) 右 "事実"がある場合、過去10ヶ年の当該文書を作成した証明となるすべての証拠 "とは? (3) 個人情報の漏洩 "事故"を規定する公文書とは? 2. 生活文化局●●●は、被害者の個人情報の漏洩についてマスコミに出す意味を問うた際「東京都の事務手続において、不正な事故が発生しました、と言うことを「世間に公表することによって、自らを罪する。」と言う意味あいもございますしこれからの「再発防止」と言う意味を含めて、こういった"事実"が起ったと言うことを広く知らせる。」旨、述べています。(●年●月●日生活文化局 ●●音声記録)以上、1・2の"事実"を証明する組織共用文書(公文書)において (1) 貴部局において、個人情報の漏洩事故によって (イ) 世間に公表することによって、自らを罪する」"事実"が発生して、これを証明する"証拠"文書等 (ロ) 同「再発防止」と言う観点から、その対策として職員に作成・交付した注意書当(具体的実行策等)以上、1・2の"事実"を証明する組織共用文書(公文書)を開示下さい。以上				1					開示請求者は、本件開示請求当日を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。	教育庁総務部総務課

				決:	定区分	分	(根	视規定	2) 条	例フタ	条			
月整請求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	一部開示	非 不 存 在	存否	1 2 号					非開示理由等	局名	所管局部課等
48 R2. 3. 23	R2. 5. 22	東京都教育庁において、都立日野台高校グランド改良工事の際、その"事実"を秘匿して、東京都情報公開制度における情報公開請求に対し (1) 「期間が最長1年以上」 (2) 「相当な部分」の未記載 という不適切な業務が行なわれた経緯がありました。 当該「期間延長」の正当な理由の根拠となる"証拠"法令・条例等の正当性を示す理由・根拠等の公文書を開示下さい以上。	_			1						本件開示請求の内容は、実施機関の職員への問い合わせ等により既に回答している内容である。開示請求者は、これまでも本件改修工事に関する計画及びこれに関する構造計算書等について、複数回にわたり反復して開示請求を行っているが、本件開示請求内容については、実施機関において過去に通知を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求書の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。開示請求者は、本件開示請求当日を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。 また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。 こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。 以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。		教育庁総務部総務課